

## 春日部市卓球連盟規約

### (名称及び事務所)

第1条 本連盟は、春日部市卓球連盟（以下「卓連」という。）と称し、事務所は会長指定の事務局宅に置く。

### (目的)

第2条 卓連は、卓球の普及及び発展を図り、健康と体力の向上を目指し、卓球愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 卓連は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 卓球大会・研修会等。
2. その他、卓連の目的達成のため、必要と認める事業。

### (会員)

第4条 卓連の会員は、市内に在住・在勤・在学、または市内に主たる活動の拠点を置くクラブに所属し、卓連の趣旨に賛同する卓球愛好者をもって会員とする。

### (役員)

第5条 卓連に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 理事 若干名（事務局・会計も含む）

### (役員を選出)

第6条 役員を選出は、評議委員会において、評議員の立候補及び推薦により選出し、評議員会の出席者の過半数の同意を得なければならない。

1. 会長・副会長・理事長・副理事長は、選出された役員で推薦し、評議員会で承認を得る。
2. 事務局・会計は、理事の中から会長が選任し、評議員会の承認を得る。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、卓連を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
3. 理事長は、会長・副会長を補佐し、会務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは会務を代行する。
5. 理事は、会長の指示に従い、会務の運営及び業務にあたる。
6. 事務局・会計は、庶務及び会計事務を処理する。

(監 事)

第8条 理事長は、評議員会において当該年度監査を務める加盟団体を指名する。監事は指名された加盟団体の会員の中から2名選出し、卓連の会計を監査する。

1. 監事は、卓連の役員を兼任することが出来ない。
2. 監事の任期は1年間とする。

(評議員)

第9条 評議員の選出は、加盟団体より指名された2名及び会長推薦による学識経験者で、評議員会に出席する。

(任 期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

1. 役員が脱会の場合は、役員資格は喪失するものとし、会長が必要と認めた場合は、補欠役員を評議員会で選出し、同意を得る。

(顧問及び参与)

第11条 卓連に、顧問及び参与を置くことができる。

(評議員会)

第12条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、役員及び評議員で構成し、定時評議員会は毎年1回会長が招集し、下記の事項を決議する。また、臨時評議員会は、会長が必要と認めたとき、または、評議員の3分の1以上の者から要求があったときは、会長は臨時に評議員会を招集しなければならない。

1. 規約に関する事。
2. 役員に関する事。
3. 事業計画及び事業報告に関する事。
4. 収入、支出、予算及び決算に関する事。
5. その他、必要と認めた事項に関する事。

(役員会)

第13条 卓連に役員会を置き、会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 評議員会に提出する議案の作成。
2. 規約及び付属規定。
3. 事業計画案の作成及び予算案の編成。
4. その他卓連の目的達成に必要な事項は、理事長が招集し審議する。
5. 評議員会での予算案が承認決議されるまでに、支出を必要とする場合、役員会の審議により、前年度予算の範囲内で暫定予算を組み、事業を執行することが出来る。

(議長)

第14条 会議の議長は、会長または会長が指名した者があたる。

(会費)

第15条 卓連の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

1. 会費は、1団体10名迄を3,000円とし、10名より1名増すごとに300円増しとなる。
2. 会費は、翌年3月31日迄の1ヶ年分を前納すること。ただし、会員の資格を喪失した場合においても払い戻しは行わない。

(会計年度)

第16条 卓連の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(慶弔)

第17条 卓連の慶弔に関することは、別表1のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、昭和49年5月1日から適用する。

附則(平成4年5月13日改正) この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附則(平成12年4月8日改正) この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成18年4月22日改正) この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成31年4月14日改正) この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 17 条関係)

春日部市卓球連盟慶弔規程		
区 分	金額(円)	適 用
弔慰金及び花輪等	5 0 0 0	◎埼玉県卓球協会の会長・副会長・理事長本人 (弔慰金 5 0 0 0 円と花輪又は生花) ◎ 埼玉県東部卓球連盟に加入している市町村の会長本人 (5 0 0 0 円) ◎ 春日部市卓球連盟の役員本人 (5 0 0 0 円)
病 気 見 舞	5 0 0 0	◎ 春日部市卓球連盟の役員本人で全治 2 週間以上の入院を要する病気又は怪我 ただし、1 年以内の再発によるものは除く

別表2（第4条関係）

春日部市卓球連盟登録申込書

団体名

代表者名

住所〒

連絡先（ ）

No.	氏名	年齢	住所（市町名）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 住所は市町名のみお願いします。